

貨物自動車運送事業の 標準的な運賃及び行政処分基準等について

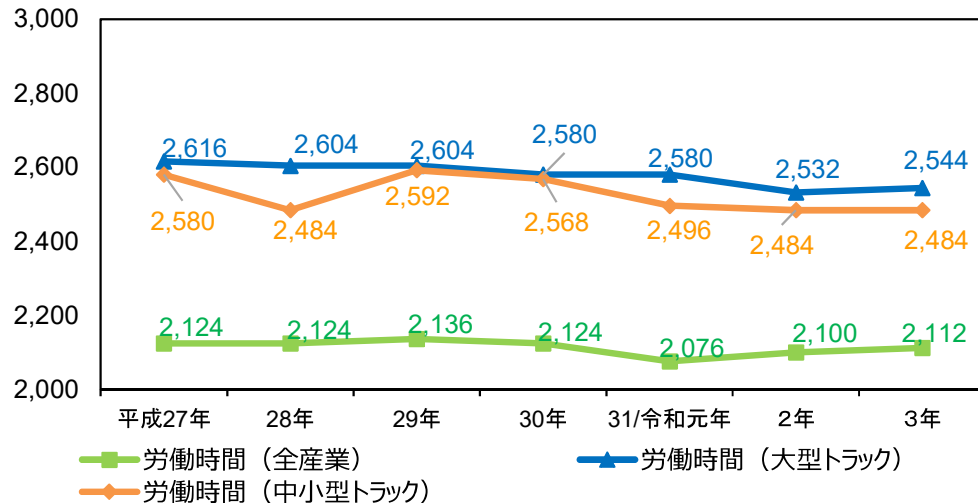
国土交通省 東北運輸局
青森運輸支局 輸送・監査部門
令和5年5月

トラック運送事業の働き方をめぐる現状

①労働時間

全職業平均より約2割(300h~400h)長い。

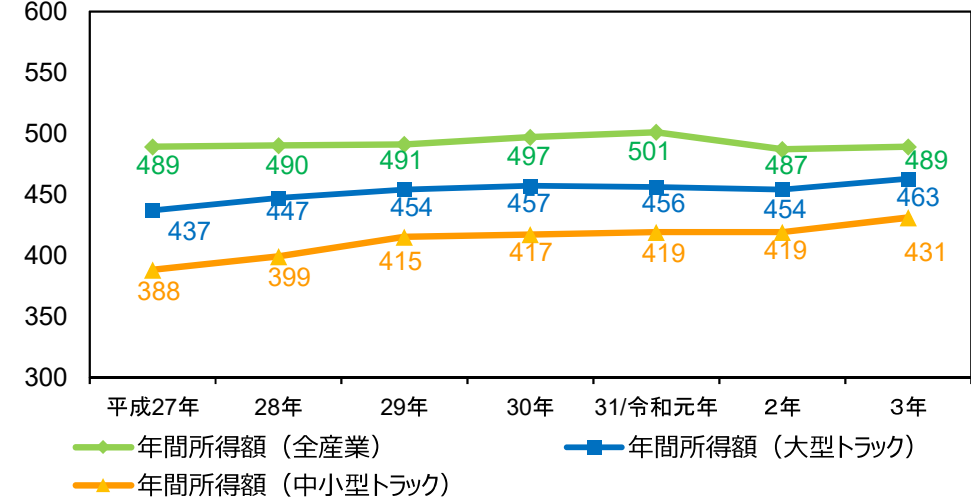
(時間)



②年間賃金

全産業平均より5%~10%(20万~50万円)低い。

(万円)

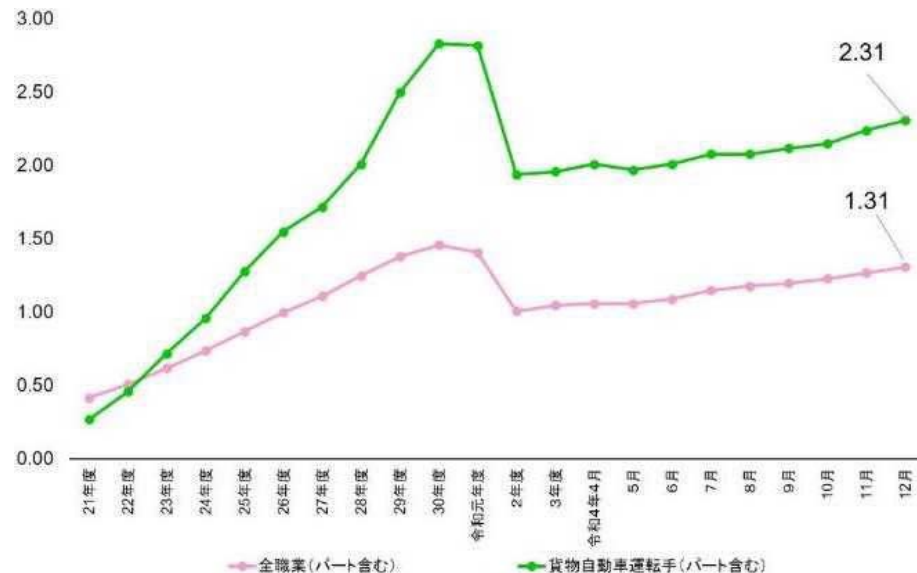


③人手不足

全職業平均より約2倍高い。

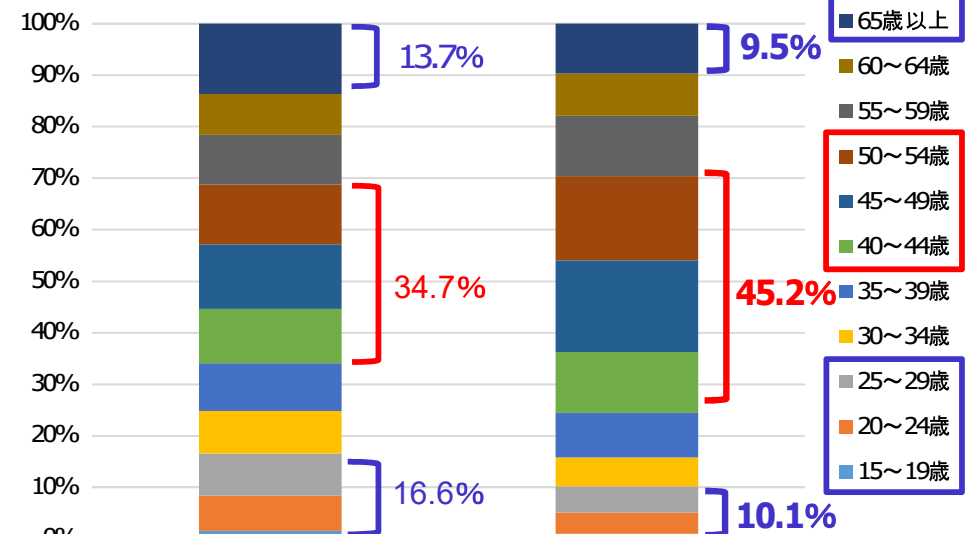
有効求人倍率の推移

(倍)



④年齢構成

全産業平均より若年層と高齢層の割合が低い。
中年層の割合が高い。



全産業

道路貨物運送業

運転者不足の影響(日曜日の集荷・配達中止)

- 運転者不足の深刻化に伴い、物流事業者も、従来のサービス水準を維持することが困難になっている。

日曜日の集荷・配達中止について

拝啓 時下益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、予てより運送業界における人手不足問題や政府の推進する「働き方改革」等を受け、弊社グループでは、業務の見直しによる効率化等、さまざまな取り組みを実施してまいりました。そのようななか、ご迷惑をお掛けすることとなりますが、日曜日の営業体制を大幅に変更させていただくこととなりましたので、下記のとおりご案内申し上げます。

弊社グループが、今後も引き続き安全・安心な輸送サービスを提供し続けるための措置として、ご賢察いただき、何卒ご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

(出典)物流事業者ホームページ

運転者不足の影響(出版物の発売日繰り下げ)

●中国・九州地方の雑誌・書籍の発売日が従来より1日遅くなった。

中国地方・九州地方の輸送スケジュール変更について

一般社団法人日本出版取次協会は、2018年10月より、標記該当地区の輸送会社様から輸送スケジュールに関する要請文書を受領し、その内容について検討を重ねてまいりました。内容については、現行のトラック幹線輸送(東京から現地の配送拠点)が運行管理・労務管理上、法令上問題があり、出版物の継続的かつ安定的輸送の維持及び法令を遵守するために、出版社様からの商品搬入日、発売日を含む輸送スケジュールを変更せざるを得ないというものであります。

ご案内文書につきましては、各関連団体には2月22日より、書店様をはじめとした取引先には2月25日より各取次会社から下記のとおり、ご案内しております。

記

1.変更となる発売日スケジュールについて

●中国地方(鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県)

雑誌:発売日が1日遅くなります。

※一部の雑誌は従来の発売日通りとなります。

書籍:発売日が1日遅くなります。

●九州地方(福岡県・大分県・佐賀県・長崎県・熊本県・宮崎県・鹿児島県)

雑誌:一部の週刊誌について発売日が変更となります。

書籍:発売日が1日遅くなります。

2.開始日 2019年4月1日以降に発売される商品より

運転者不足の影響の例(引越難民問題)

●国土交通省は、民間企業の異動時期分散化の検討要請や人事異動時期の分散に向けた試行的な取組を実施。

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

令和2年2月4日
自動車局貨物課

引越時期の分散に御協力をお願いします！

～3月の引越件数は通常月の約2倍！混雑時期を外してスムーズな引越を～

引越は、3月から4月にかけて依頼が集中します。ピーク時期の引越を避けるなどの引越時期の分散に御協力をお願いします。

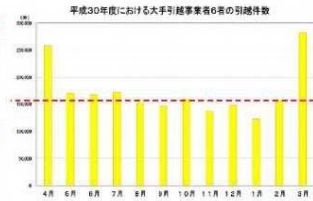
1. 引越時期の分散について

例年、引越事業においては、3月から4月にかけて依頼が集中しているため、国土交通省では、引越時期の分散に向けて昨年より経済団体等を通じて利用者の方々に呼びかけを行っているところです。

引越時期の分散については、引越サービスの利用者の方々にも大きなメリットがあり、例えば、昨年、引越時期を最繁忙期から避けていただいた利用者の方から、以下のような声が上がっています。

【引越サービスの利用者の方からの声】

- 『3月末の土日の引越と比べて、引越代金が安くなった』
- 『会社の従業員の引越に係るコストを抑えることができた』
- 『3月の最終週から引越時期をずらすことで、予約が取りやすくなった』



引越時期の分散にご協力いただいた結果、一定程度引越時期の分散が進んでいるところですが、依然として3月・4月に依頼が集中しています。つきましては、本年の引越におかれましても、ピーク時期の引越を避けるなどのご協力・ご検討をお願い致します。【参照：別添1・2】

2. 国土交通省における新たな取組

国土交通省では、引越時期の分散に向けて、新たに以下のような取組を実施します。

- 〔経済団体等への要請〕経済団体を通じて、民間企業の異動時期分散化の検討要請
- 〔国土交通省職員の異動〕人事異動時期の分散に向けた試行的な取組を実施
- 〔その他〕全国の地方運輸局における引越のトラブル等に関する情報提供窓口の設置

※国土交通省HPに引越に関連する資料を掲載しています。ぜひご参考になしてください。

<掲載ページ> http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr4_000022.html

【問い合わせ先】

国土交通省自動車局貨物課 柳瀬、足利
電話：03-5253-8111（内線 41333）
直通：03-5253-8575

引越繁忙期対策チラシ

令和2年春、引越をご検討のお客様！

分散引越にご協力をお願いします！

例年、3、4、9、10月の時期は引越のご依頼が集中します。特に3月から4月に集中することが例年のパターンから予想されます。加えて、最近の人手不足により、混み合う時期は「希望日にあう事業者が見つからない」など、ご希望に添えない場合もあります。トラブルのないスムーズなお引越のためにも、混雑時期を外したお引越をご検討下さいませようご理解・ご協力をお願い致します。

2020年引越混雑予想カレンダー

3月							4月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7	特に混み合うことが予想されます	1	2	3	4		
8	9	10	11	12	13	14	5	6	7	8	9	10	11
15	16	17	18	19	20	21	12	13	14	15	16	17	18
22	23	24	25	26	27	28	19	20	21	22	23	24	25
29	30	31	特に混み合うことが予想されます	26	27	28	29	30					

■ 特に混雑が予想されます
 ■ 混雑が予想されます
 ■ やや混雑が予想されます

上記を参考に2月以前または5月以降のお引越しの検討をお願い致します



国土交通省



全日本トラック協会

都道府県トラック協会

運転者不足の影響(まとめ)

運転者不足が国民生活や企業活動に与える影響

- ✓ 現状のままでは、運転者不足のさらなる深刻化が懸念される。
- ✓ 既に、運賃・料金「単価」の上昇、運送サービスを提供可能なトラック台数や日・時間帯等の縮小(例. 日曜日の集荷・配達中止)が生じている。
- ✓ 適切な対応を行わない場合、各企業にとっては、入出荷のための物流の不安定化、トータル物流コストや商品・原材料の仕入れ価格の上昇、在庫の増加、販売の機会損失の発生等により、経営に好ましくない影響が生じる可能性がある。
- ✓ 適切な対応を行わない場合、国民にとっては、宅配便・引越が不便になったり、食品等の物量の減少や品揃え不足等の影響が生じる可能性がある。

改正の目的

- トラック運送業の健全な発達を図るため、**規制を適正化**
- 時間外労働規制の適用(令和6年4月)を見据え、**緊急に運転者の労働条件を改善**

改正の概要

1. 規制の適正化

参入要件を厳格化(欠格期間の2年から5年への延長や、資金力確保の厳格化等)

2. 事業者が遵守すべき事項の明確化

定期的な車両の点検・整備の実施や**社会保険料の納付**等の義務づけ

3. 荷主対策の深度化

【時間外労働規制が適用されるまで(令和6年3月)の時限措置】

トラック事業者の法令遵守に係る**荷主の配慮義務**や、**国土交通大臣による荷主への働きかけ**の規定を新設

4. 標準的な運賃

【時間外労働規制が適用されるまで(令和6年3月)の時限措置】

運転者の労働条件を改善し、**持続的に事業を運営**するための参考指標として「**標準的な運賃**」の制度を導入

「働き方改革関連法」において、自動車の運転業務の時間外労働についても、法施行の5年後（令和6年4月1日）に、**年960時間**の上限規制が適用される。

	従前の規制	「働き方改革関連法」による見直し
原則	(1) 1日8時間・1週間40時間 (2) 36協定を結んだ場合、協定で定めた時間まで時間外労働可能 （臨時的で特別な事情がある場合、 上限なし ） 特別条項	<u>2019年4月～</u> (1) 1日8時間・1週間40時間 (2) 特別条項でも上回ることはできない時間外労働規制（年720時間等）
自動車運転者	<u>「改善基準告示」により拘束時間、運転時間等を規定</u> （貨物自動車運送事業法に基づく行政処分の対象）	<u>2024年4月～</u> ・ <u>時間外労働年960時間</u>（休日労働を含まず） ・ <u>「改善基準告示」の改正</u>

「改善基準告示」の改正案の概要

「改善基準告示」の改正については、厚生労働省の労働政策審議会で議論が行われ、令和4年9月、同審議会の専門委員会トラック作業部会においてとりまとめられた。令和4年12月に公布、**令和6年4月に施行予定**。主な内容は以下のとおり。

	現 行	改正後(令和6年4月～)
拘束時間 (労働時間＋休憩時間)	・1日 原則13時間以内 最大16時間以内 (15時間超は1週間2回以内) ・1ヶ月 293時間以内。年3516時間を超えない範囲内で、320時間まで延長可。	・1日 原則13時間以内。 最大15時間以内。長距離運行は週2回まで16時間 (14時間超は1週間2回以内) ・1ヶ月 284時間以内。年3400時間を超えない範囲内で、310時間まで延長可。
休息期間 (勤務と勤務の間の時間)	継続8時間 以上	・継続11時間以上を基本、9時間を下限 ・長距離運行は継続8時間以上(週2回)
運転時間	・運転時間は、2日平均で1日9時間。 ・連続運転時間は、4時間を超えない。	・運転時間は現行どおり。 ・連続運転時間は、4時間を超えない。 SA,PA等に駐車できないことにより、やむを得ず4時間を超える場合は、30分まで延長可

※上記のほか、予期しえない事象(事故・故障・災害等)に遭遇した場合の対応を新設。

トラック事業者の違反行為に対する行政処分

- 令和4年度に東北運輸局管内で処分したトラック事業者の内、**約7割**が労働時間の基準に違反。
- また、令和4年度に青森運輸支局が監査を実施したトラック事業者の内、**約5割**が労働時間の基準に違反。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について（東北運輸局集計）

【令和4年度分】

東北運輸局自動車交通部自動車監査官

（単位：件）

運輸支局	行政処分等を受けた事業者数	行政処分等の内容ごとの件数					
		許可の取消	事業の停止	車両使用停止	警告	勸告	計
青森	18			16	2		18
岩手	15			10	6		16
宮城	11			5	6		11
秋田	7			7			7
山形	4				4		4
福島	21		1	19	1		21
計	76	0	1	57	19	0	77

（出典）東北運輸局HP

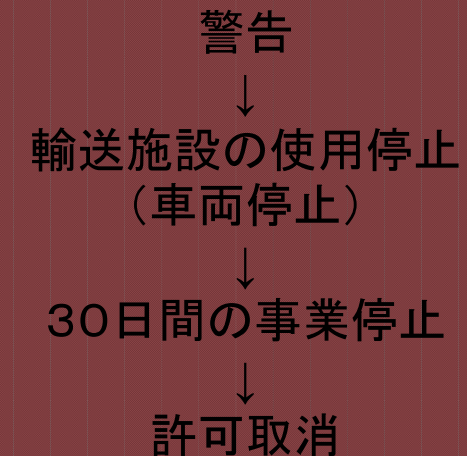
トラック事業者の違反行為に対する行政処分

違反行為に対しては相応の行政処分が科される！

別表

適用条項	違反行為事項	基準日車等		備考
		初違反	再違反	
法第17条第1項第1号 安全規則第3条第1項、第2項	過労運転の防止措置義務違反 必要な員数の運転者の確保違反	警告	10日車	
第3項	1 休憩・睡眠施設の整備違反	30日車	60日車	
第4項	2 休憩・睡眠施設の管理、保守違反	警告	10日車	
	1 「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」(平成13年国土交通省告示第1365号。以下「乗務時間等告示」という。)違反			
	① 設定不適切	警告	10日車	
	② 未設定	10日車	20日車	
	2 乗務時間等告示の遵守違反(注1)			
	① 各事項の未遵守計5件以下	警告	10日車	
	② 各事項の未遵守計6件以上15件以下	10日車	20日車	
	③ 各事項の未遵守計16件以上(注2)	10日車	40日車	
	(注1) 1箇月の拘束時間及び休日労働の限度に関する違反が確認された場合は、上記の件数として計上し処分日車数を算出するとともに、さらに別立てで次のとおり処分日車数を算出し、上記の処分日車数に合算する。			
	① 各事項の未遵守計1件	10日車	20日車	
	② 各事項の未遵守計2件以上	20日車	40日車	
	(注2) 処分基準5(1)①に該当するものを除く。			

【労働時間の違反に対する処分】



5 事業停止処分

(1) 次の①から⑧までのいずれかに該当する場合(6(1)④に該当する場合を除く。)において、違反営業所等に対して、該当する各号ごとに30日間の事業停止処分を行うものとする。ただし、⑤に該当したことに伴って②に該当する場合の事業の停止期間(以下「事業停止期間」という。)は、合わせて30日間とする。

また、許可の取消処分を行う場合は、事業停止処分は、行わないものとする(以下同じ。)

① 法第17条第1項に基づく安全規則第3条第4項の規定に違反して、貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準(平成13年国土交通省告示第1365号)が、著しく遵守されていない場合

6 許可の取消処分

(1) 許可の取消処分は、原則として、次の①から⑧までのいずれかに該当することとなった場合に行うものとする。

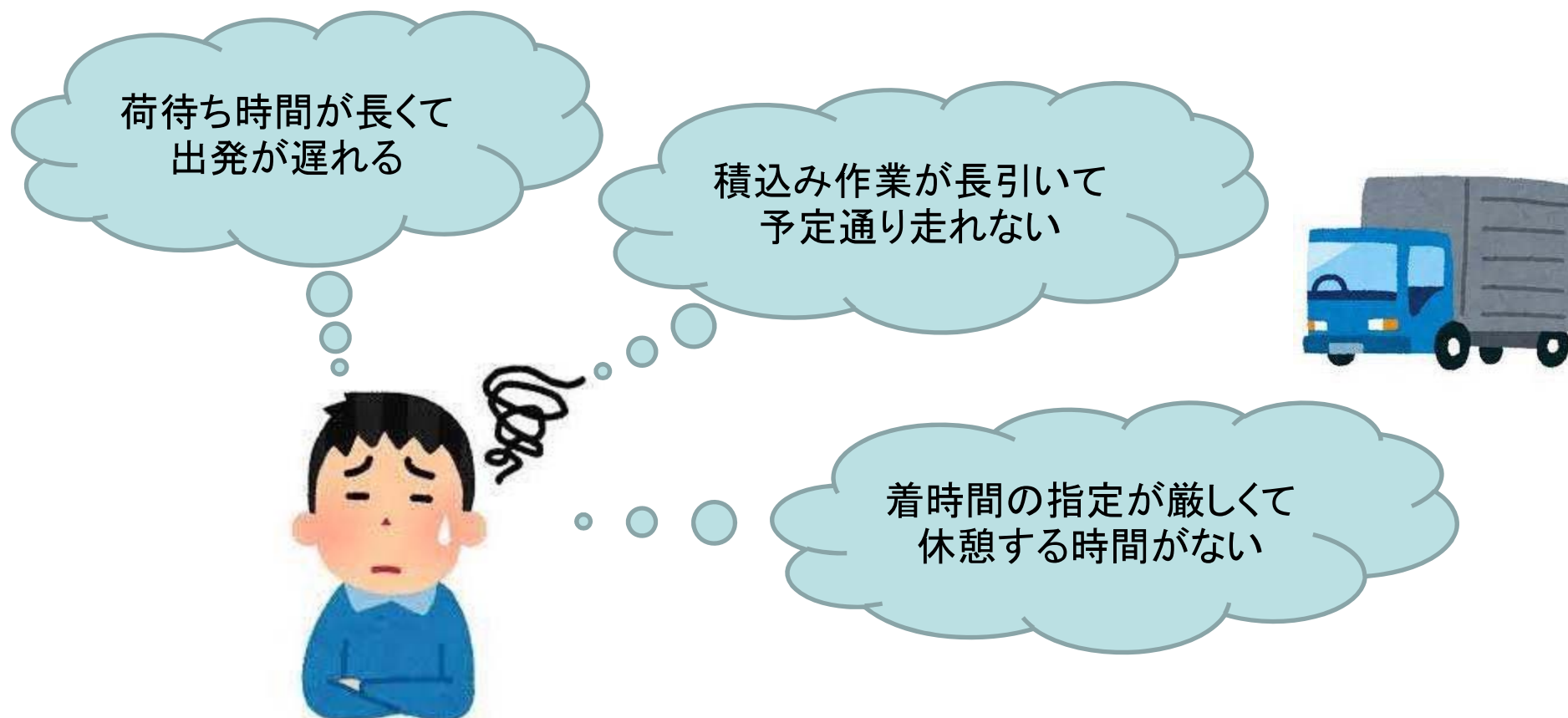
① 事業停止処分を過去2年間に3回受けていた事業者が、5(2)の表①から③までのいずれかに該当することとなった場合

② 違反点数の付与により、一の管轄区域に係る累積点数が81点以上となった場合

③ 法第33条に規定する自動車等の使用停止処分若しくは事業停止処分又は法第34条第1項に規定する自動車検査証の返納の命令若しくは自動車の登録番号標の傾置の命令に違反した場合

④ 5(1)による事業停止処分を受けた事業者が、当該行政処分を受けた日から3年以内に同一の違反(この場合において、5(1)⑧に掲げる行為は、いずれも同一の違反とする。)をした場合(5(1)①から⑤までに掲げる違反については、同一営業所における違反の場合に限る。)

トラック事業者の管理不足による違反がある一方、違反の原因が荷主側にある場合も。
⇒荷主起因の違反原因行為



貨物自動車運送事業法改正法附則第1条の2に基づく荷主への働きかけ等

国交省HPの意見募集窓口、地方運輸局からの連絡、適正化事業実施機関との連携等により、国交省において端緒情報を収集。事実関係を確認の上、荷主関係省庁と連携して対応。

違反原因行為を荷主がしている
疑いがあると認められる場合

働きかけ

荷主が違反原因行為をしていること
を疑う相当な理由がある場合

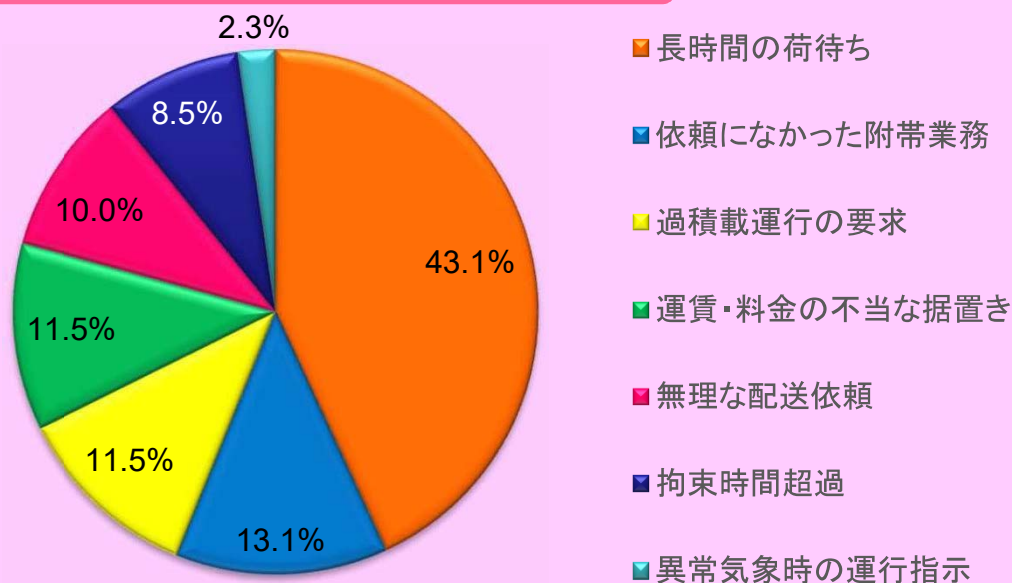
要 請

要請してもなお改善
されない場合

勧告・公表

※ 荷主の行為が独占禁止法違反の疑いがある場合は、公正取引委員会へ通知

荷主起因の違反原因行為の割合



「働きかけ」等を実施した荷主数

対応内容	荷主数
要 請	3
働きかけ	76

※令和5年2月28日現在

主な働きかけの実施事例①

○違反原因行為:長時間の荷待ち

(食品物流会社・着荷主) ～東北、近畿、九州運輸局管内

《相談者からの申告内容》

- 午前中指定納品のため、午前中に現地到着するも、荷卸し開始が13時(15時もあり)とは理不尽過ぎる。
- いつ行っても待機時間が長すぎる。繁忙期には午前7時に受付をして午後8時になってもまだ降ろせず、降ろせる見込みもないことから、荷物を持ち帰ったこともあった。

～ これを受けてヒアリングを実施し、事実を確認。⇒以下の対策を着荷主側が実施。

- 一部運用にとどまっていた「トラック予約システム」を全車両に拡大
- 入庫作業バースの拡張と荷卸し時間の拡大(荷卸し開始時間を1時間前倒し)

(製紙卸会社・発荷主) ～東北、中国運輸局管内

《相談者からの申告内容》

- 朝に受付しても、伝票発行が早くて15時。遅い時では18時の場合もあり。
- 配送先決定、伝票発行が遅いため、積込み開始も遅くなり、5時間以上の待機が発生。

～ これを受けてヒアリングを実施し、事実を確認。⇒以下の対策を発荷主側が実施。

- 積込み用バースの見直し(増加)を実施
- 場外倉庫に積荷のバーコードの読み込みシステムを導入(工場へ戻る時間の削減に寄与)
- 新たな倉庫建設による横持ち移動時間の削減も検討

主な働きかけの実施事例②

○違反原因行為:過積載運行の要求

(運送事業者・元請) ～中部運輸局管内

《相談者からの申告内容》

- 荷台の天井まで、物理的に積めることができるところまで荷物を積みされる。

～ これを受けてヒアリングを実施し、事実を確認。⇒以下の対策を元請側が実施。

- 協力会社と調整を図り、一部4t車両から大型車両へ変更
- 積荷重量を把握できる配車システムを構築し、協力会社と連携し、重量の分散化を実施
- 同種事案の防止として、社内幹部会議において情報を共有、その後、社内全体へ迅速に情報展開

○違反原因行為:依頼(契約)になかった附帯作業

(食品製造卸会社・真荷主、運送事業者・元請) ～関東、近畿、四国、北陸信越運輸局管内

《相談者からの申告内容》

- 積荷の手卸し後、積荷の仕分けとラベル貼りまで、2～3時間かけてやらされるところもある。
- 卸先に仕分作業を止めてもらうよう、会社からお願いしても「メーカーに相談してくれ」と言われ、メーカーに交渉しても、「前の運送事業者もやっていた」と一切取り合ってもらえない。

～ これを受けてヒアリングを実施し、事実を確認⇒以下の対策を真荷主・元請側が実施。

- 真荷主及び元請から、附帯作業の撤廃について申入れを実施し、了承。

主な働きかけの実施事例③

○違反原因行為:異常気象時の運行指示

(食品物流会社・発荷主) ～関東運輸局管内

《相談者からの申告内容》

● 大雪警報が発令されているにもかかわらず、配送を依頼された。

～ これを受けてヒアリングを実施し、事実を確認。⇒以下の対策を発荷主側が実施。

- 災害時の対応マニュアルの見直しを行い、配送先とも連携し、ドライバーの安全を最優先とした対応を行うことを改めて徹底。
- 予め荒天が予想される場合、運送事業者の判断による運行の中止について、配送先と連携し検討

○違反原因行為:適正取引における運賃・料金等の不当な据置き

(農産品取扱企業・真荷主) ～九州運輸局管内

《相談者からの申告内容》

● 運賃や燃料サーチャージについて交渉しても、応じてもらえない。

～ これを受けてヒアリングを実施し、事実を確認。⇒以下の対策を真荷主側が実施。

- 燃料サーチャージについては、全額支払うことで運送事業者と契約締結
- 運賃については、後日、運送事業者等関係者による会議を実施予定であり、その際に運賃の改定について検討していく予定

要請の実施事例（2022年8月）

○ 場 所 ～中部運輸局管内

○ 荷主種別 ～製造業（発荷主）

○ 違反原因行為 ～「長時間の荷待ち」

○ 相談者からの申告内容

- 納品先が納品日前日の午後にならないと分からないため、荷待ち時間が恒常的に発生している。
- 日常的に待機時間が発生しており、積込が遅くなっても到着時間が決まっているため、高速道路を利用しても、休息8時間が取れない。

～ 令和3年1月「働きかけ」を実施

～ 発荷主側が対策として、オーダーの早期化（出荷時間を午前中へ）を徹底へ

（令和4年5月以降の申告内容）

- 昼過ぎから待機しているが、夕方18時ごろの積込になるのが常。
- 積込待ちがかなり長くて、お昼に受付しても夜7時になる。
 - ～ 国土交通省において調査を実施し、情報との整合性を確認

～ 令和4年8月「要請」を実施

標準的な運賃は、**ドライバーの労働条件(賃金・労働時間等)を改善し、持続的に事業を運営**するための参考となる指標

基本的な策定方針

- ◆ 運賃表の基本 ⇒ 貸切運送を前提に(1)距離制、(2)時間制の運賃表を設定
- ◆ 車種等の違い ⇒ 車格別(2t, 4t, 10t, 20t)にドライバン型のトラックを基準として算出
- ◆ 地域差 ⇒ 地方運輸局ブロック単位で運賃表を策定
- ◆ 運賃と料金の考え方 ⇒ 高速道路料金やフェリー料金等については運賃と別に収受

適正な原価・利潤の確保

- ◆ 元請け・下請けの関係 ⇒ 元請事業者の庸車費用等は考慮せず、**実運送にかかる原価等**を基準に算出
- ◆ 車両費 ⇒ 環境性能や安全基準の向上を踏まえた**車両への設備投資等ができるよう償却年数は5年**で設定
- ◆ 人件費 ⇒ ドライバーの労働条件改善のため、**全産業平均の時間当たりの単価**を基準
- ◆ 帰り荷の取扱い ⇒ 帰り荷がないことを前提に**実車率50%**の前提で算出。
- ◆ 利潤 ⇒ 事業の持続的な経営のために必要な利潤を確保する観点から、**自己資本に対する適正な利潤額**を設定

標準的な運賃の告示内容

I 距離制運賃

II 時間制運賃

III 運賃割増率～Ⅷその他

I 距離制運賃表

関東運輸局の例

(単位：円)				
車種別 キロ程	小型車 (2トンクラス)	中型車 (4トンクラス)	大型車 (10トンクラス)	トレーラー (20トンクラス)
10km	15,790	18,060	22,540	27,940
20km	17,600	20,160	25,330	31,550
30km	19,410	22,270	28,120	35,160
40km	21,220	24,370	30,920	38,770
50km	23,040	26,480	33,710	42,380
60km	24,850	28,580	36,500	45,990
70km	26,660	30,690	39,290	49,600
80km	28,470	32,790	42,090	53,200
90km	30,280	34,890	44,880	56,810
100km	32,090	37,000	47,670	60,420
110km	33,910	39,090	50,460	64,030
120km	35,730	41,170	53,250	67,640
130km	37,550	43,260	56,040	71,250
140km	39,360	45,340	58,830	74,860
150km	41,180	47,430	61,620	78,470
160km	43,000	49,510	64,410	82,080
170km	44,820	51,600	67,200	85,690
180km	46,630	53,690	70,000	89,300
190km	48,450	55,770	72,790	92,910
200km	50,270	57,860	75,580	96,520
200kmを超えて500km まで20kmを増すごと に加算する金額	3,630	4,140	5,370	6,910
500kmを超えて50km を増すごとに加算する 金額	9,070	10,360	13,430	17,280

II 時間制運賃表

(単位：円)

種 別			車種別	小型車 (2トンクラス)	中型車 (4トンクラス)	大型車 (10トンクラス)	トレーラー (20トンクラス)
			局 別				
基 礎 額	8 時 間 制	基礎走行キロ 小型車は100km 小型車以外のもの 130km	北海道	31,100	37,260	48,530	61,290
			東北	29,970	36,050	47,170	59,670
			関東	39,060	45,790	57,900	72,440
			北陸信越	31,280	37,440	48,690	61,470
			中部	35,710	42,130	53,700	67,370
			近畿	35,580	42,040	53,710	67,430
			中国	32,420	38,640	49,950	62,950
			四国	30,700	36,800	47,960	60,590
	4 時 間 制	基礎走行キロ 小型車は50km 小型車以外のもの 60km	九州	30,890	36,980	48,060	60,680
			沖縄	28,010	33,890	44,810	56,880
			北海道	18,660	22,360	29,120	36,780
			東北	17,980	21,630	28,300	35,800
			関東	23,440	27,470	34,740	43,460
			北陸信越	18,770	22,470	29,210	36,880
			中部	21,430	25,280	32,220	40,420
			近畿	21,350	25,220	32,230	40,460
加 算 額	基礎走行キロを超える場 合は、10kmを増すごとに		中国	19,450	23,180	29,970	37,770
			四国	18,420	22,080	28,780	36,350
			九州	18,530	22,190	28,840	36,410
			沖縄	16,800	20,330	26,880	34,130
			北海道	280	340	510	710
			東北	280	340	510	710
			関東	280	340	510	720
			北陸信越	280	340	510	710
	基礎作業時間を超える場 合は、1時間を増すご とに (4時間制の場合であつ て、午前午後をわたる 場合は、正午から起算した 時間により加算額を計算 する。)		中部	280	340	510	710
			近畿	280	340	510	710
			中国	280	340	510	710
			四国	280	340	510	710
			九州	280	340	510	710
			沖縄	280	340	510	710
			北海道	2,850	2,990	3,200	3,780
			東北	2,720	2,850	3,050	3,600
加 算 額			関東	3,820	4,000	4,280	5,060
			北陸信越	2,880	3,020	3,230	3,820
			中部	3,430	3,590	3,850	4,550
			近畿	3,400	3,560	3,810	4,510
			中国	3,020	3,160	3,390	4,000
			四国	2,810	2,940	3,150	3,730
			九州	2,840	2,980	3,190	3,770
			沖縄	2,490	2,610	2,790	3,300

III 運賃割増率

【特殊車両割増】

冷蔵車・冷凍車	2割
---------	----

【休日割増】

日曜祝祭日に運送した距離に限る	2割
-----------------	----

【深夜・早朝割増】

午後10時から午前5時までに運送した距離	2割
----------------------	----

IV 待機時間料

車種別 時間	小型車 (2トンクラス)	中型車 (4トンクラス)	大型車 (10トンクラス)	トレーラー (20トンクラス)
30分を超える場合にお いて30分までごとに発 生する金額	1,670 円	1,750 円	1,870 円	2,220 円

V 積込料、取卸料、附帯業務料

積み込み、取卸しその他附帯業務を行った場合には、運賃とは別に料金として収受

VI 実費

有料道路利用料、フェリー利用料その他の費用が発生した場合には、運賃とは別に実費として収受

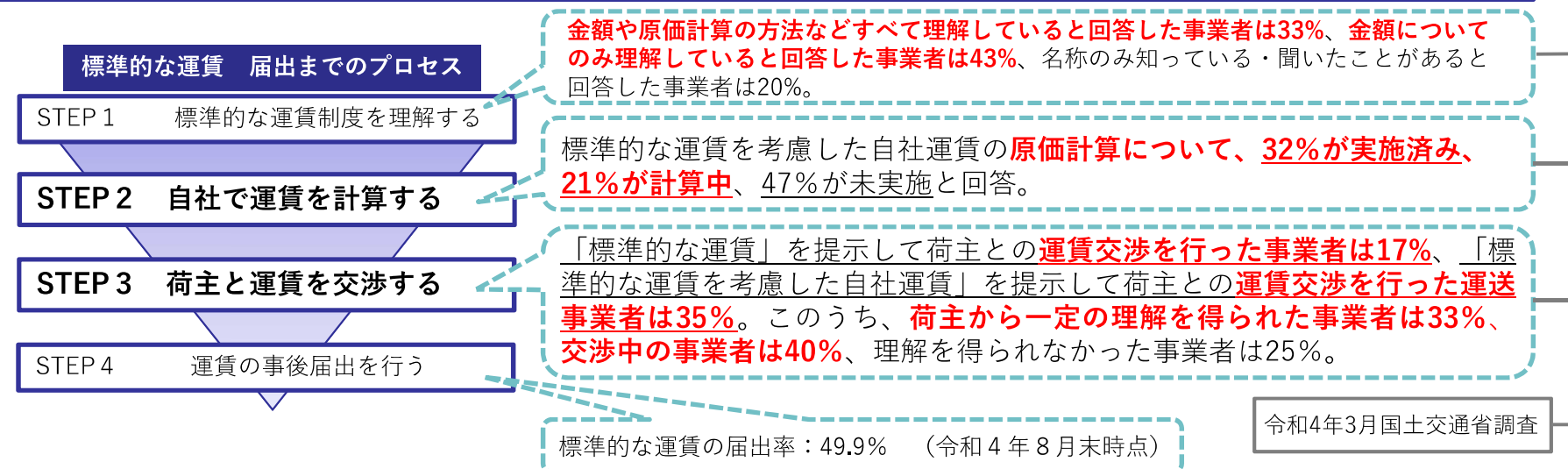
VII 燃料サーチャージ

別に定めるところにより収受

VIII その他

この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、別に定める。

- 平成30年改正後の貨物自動車運送事業法に基づき、**運賃交渉力の弱い運送事業者の適正な運賃収受を支援すること**を目的に、令和2年4月「標準的な運賃」を告示。
- 「標準的な運賃」では、**運転者について全産業並みの給与、車両の更新期間5年**、一般的な利潤（自己資本金の10%）などの経営改善につながる前提を置いて、参考となる運賃を示している。
- 運送事業者が**自己の経営状況を踏まえて運賃を分析し、荷主との運賃交渉に臨むことが肝要**。



◆ 「ホワイト物流」推進運動セミナーやトラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会等を通じて荷主等へ「標準的な運賃」の周知・浸透を図っているところ。

トラック事業の課題(まとめ)

- **トラック業界は、長時間労働、低賃金、若年層が入ってこない、高齢者にも働きづらい、このままでは将来的なドライバー不足が懸念。**
- **持続可能な物流とするためには、ドライバーの労働条件の改善を図り、「魅力ある職場づくり」を行うことが急務。**
- **そのためには、トラック事業者自身の取組はもちろんだが、ドライバーの労働条件は、荷主との取引条件に依拠していることから、荷主と運送事業者との間の適切なパートナーシップの構築が不可欠。 ご協力をお願いします。**

標準的な運賃の詳細については国交省HPや全ト協HP等を参照



標準的な運賃 通達 (国交省HPより)
https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk4_000007.html

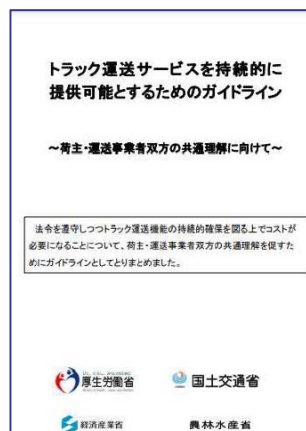


今すぐわかる標準的な運賃 (全ト協HPより)
https://jta.or.jp/member/kaisei_jigyoho/kaisei_jigyoho_202008.html#5

その他、荷主・トラック事業者一体となった取り組みについて各種ガイドライン等を公表



運送委託者向けリーフレット



トラック運送サービスを持続的に
提供可能とするためのガイドライン



荷主と運送事業者の協力による取引環境
と長時間労働の改善に向けたガイドライン

同時発表：経済産業省

令和5年3月31日

総合政策局物流政策課

取り組もう、再配達削減！！ ～明日から「再配達削減 PR 月間」！受取は1回で！～

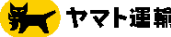
2024年（令和6年）4月からは、トラックドライバーの「働き方改革」の法律が適用され、現状のままの運び方が難しくなります（物流の「2024年問題」）。

今般、それまで残り1年となるのを機に、本年4月を「再配達削減 PR 月間」とし、経済産業省、宅配便・EC（eコマース）・通販の事業者とともに、再配達削減に向けた取組を集中的に実施してまいります。

明日から開始する「再配達削減 PR 月間」に先立って、再配達削減 PR 月間にご協力いただく事業者の皆様と取組内容をご紹介します。再配達削減 PR 月間中、ご協力いただく事業者の皆様のホームページや SNS 等においても、再配達削減の取組について、ご紹介をしていただきます。

なお、3月31日（金）15時から、本件について事務局より報道関係者を対象としたブリーフィングを行います。参加を希望される方は、ブリーフィング開始時間までに国土交通省（中央合同庁舎第3号館）5階会見室にお集まりください。

〇宅配便取扱事業者の皆様

- ・佐川急便株式会社 
自社サイト・自社 SNS やテレビ、チラシでの PR
- ・日本郵便株式会社 
自社サイト・自社 SNS やコミュニケーション・ツールでの PR
- ・ヤマト運輸株式会社 
自社サイト・自社 SNS での PR

OEC（eコマース）・通販事業者の皆様

- ・アマゾンジャパン合同会社 
自社サイト・自社 SNS での PR
- ・株式会社自然食研 
自社サイト・自社 SNS での PR や、自社商品をご注文されているお客様に、受け取り回数が少ないまとめ買いの推奨メールを送付
- ・ヤフー株式会社 
自社サイト・自社 SNS での PR
- ・楽天グループ株式会社 
自社サイト・自社 SNS での PR
- ・公益社団法人日本通信販売協会 
自社サイト・自社 SNS での PR



具体的な取組の内容は、「再配達削減 PR 月間」特設ページにて公開しております。

https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/re_delivery_reduce_pr.html

また、国土交通省 twitter（@MLIT_JAPAN）でも具体的なアクションをご紹介します。

是非、ご覧ください。

【問い合わせ先】

総合政策局物流政策課 内波、関根、高井

代 表：03-5253-8111（内線 53-334）

直 通：03-5253-8799

「再配達削減」に向けて私たちができること

宅配便を利用するときのアクション

再配達の削減に向け、生活者も荷物を送る立場・受け取る立場としてできることがあります。
宅配便を利用するときのアクションをご紹介します。

宅配便を利用するときの アクション

自分が1回で確実に受け取れる
日時・場所を指定しよう



配送状況の通知アプリを
活用しよう



まとめ買いで
配送回数を減らそう



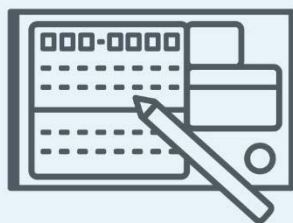
急ぎ便は状況に応じて
使い分けよう



相手が1回で確実に受け取れる
日時・場所を指定しよう



送り先の住所は
正しく記載しよう



宅配ボックス・置き配を
活用しよう



コンビニ受取りを
活用しよう



街なかにある
宅配ロッカーを活用しよう



amazon

YAHOO!
JAPAN

Rakuten

J-DM
公益社団法人日本通信販売協会

令和5年4月は「再配達削減PR月間」です

経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure and Transport

SAGAWA

ヤマト運輸

日本郵便
POST

宅配便を1回で受け取ること、再配達を防ぐことは、ドライバーと環境にとって大きなメリットに！

宅配便を1回で受け取ることが、 ドライバーや、環境にメリットがあります。

生活や経済を支える物流に深刻な打撃を与えないために、社会全体で「2024物流危機」に対策していく必要があります。

すぐできる対策のひとつが、宅配便の再配達を減らすこと。再配達にかかる労働力を換算すると、年間約6万人分のドライバーの労働力に相当します。

また、再配達のトラックから出る年間約25.4万トンのCO2削減効果も。環境負荷も減らすことができます。

再配達なしで
1回で受け取ると…

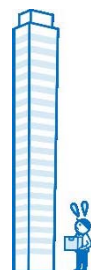


年間
**25.4万トンの
CO2削減効果！**

タワマン配達1個で30分以上かかることも！ 小さな負担の積み重ねに、 見えない時間が費やされています。

宅配便1個を届けるにも、宅配便ドライバーにとってはさまざまなハードルがあります。

近年都市部に急増しているタワマンションでは、セキュリティの高さから1個運ぶだけでも30分以上かかることも。また、駐車場や住所表示などで配達に“見えない時間”がかかっています。小さなことでも積み重なれば、ドライバーにとっては大きな負担となっています。



**1か所＝1回で
済まないタワマンの宅配**

高いセキュリティを保つため、1戸ごとにエントランスに戻って配達、の繰り返し。
1個運ぶのに30分以上かかることも。

**表札のない家を探して
近辺をぐるぐる…**



地域によっては同じ住居表示にいくつも住戸があり、探し当てるのに苦労する。

**駐車場探しに
四苦八苦**

路上パーキングが不足している上に、車両が枠におさまらないこともある。



専門家に聞きました：物流に対して負担を減らすために消費者ができることは？

このまま不便やコスト増を受け入れるか、物流の生産性を上げてサービスを保ってもらうか。消費者にも日常生活の中で出来ることはある

2024物流危機にあたって、物流業界で人手が足りなくなるのは明らかです。その結果、想定される未来としては、①希望日に荷物が届かなくなったり配送ミスが増える、②人件費が大幅に上がり配送料もアップする、などが考えられます。しかし実は、③物流生産性を向上させることで今のサービス品質を保つ、という選択肢を私たちは選ぶことができます。荷物量や荷姿を平準化してトラックの積載効率を上げるなど、少ないドライバーで同じ量の荷物が運べるように国も事業者もがんばっています。ただし、最後は、消費者の協力が必要です。荷物を1回で受け取る、急がない荷物は余裕をもった期日を指定する、宅配ボックスやコンビニ受け取りを利用するなどの努力が物流サービスを救うことになります。私たちの生活を支えてくれている物流サービスを守るために、利用のあり方を見直してみませんか。



高岡 美佳 先生

立教大学 経営学部 教授
研究分野：流通論、
新規事業開発論など

令和2年
4月

トラック輸送の 「標準的な運賃」 が定められました

国土交通省では、トラックドライバーの労働条件の改善・ドライバー不足の解消を図り、安定した輸送力を確保するため、トラック運送事業者が法令を遵守して**持続的に事業を行う際の参考となる標準的な運賃の告示**を行いました



トラック輸送の「標準的な運賃」に
ご理解・ご協力をお願いいたします



国土交通省



公益社団法人
全日本トラック協会

平成30年12月

「貨物自動車運送事業法」が改正されました

経済活動・国民生活を支えるトラック運送業の健全な発達を図るため規制の適正化を図るほか、その業務について、令和6年度から時間外労働の限度時間（960時間）が設定される（＝働き方改革法施行）こと等を踏まえ、**その担い手である運転者を確保できず、重要な社会インフラである物流が滞ってしまうことのないよう、緊急に運転者の労働条件を改善**する必要があること等に鑑み、以下の措置が講じられました。

規制の適正化

事業者が遵守すべき
事項の明確化

荷主対策の深度化

標準的な運賃の告示制度の導入

背景

- 原価を回収できる運賃（対価）の收受が必要
- 結果、法令遵守した、持続的な経営が困難

標準的な運賃の
告示制度の導入

（令和2年4月24日告示）
法令を遵守して、持続的に事業を
行う際の参考となる運賃の告示

国土交通省が告示した

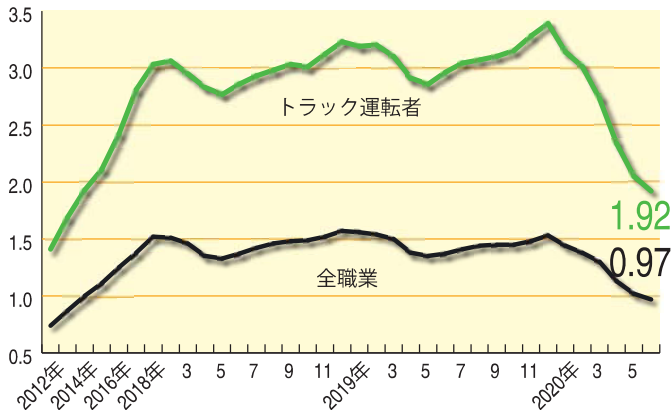
標準的な運賃は次のように設計されています。

運賃表の種類		距離制運賃		時間制運賃	
地域		地方運輸局等のブロック（10ブロック）単位			
車型		バン型の車両で設定			
車種					
		小型車 (2t クラス)	中型車 (4t クラス)	大型車 (10t クラス)	トレーラー (20t クラス)
対象となる 運送契約		車両を貸し切って貨物を運送する場合の契約を前提に設定			
元請・下請の 関係		元請事業者の備車費用・管理料は含まず、実運送を行う場合に要する原価について計算			

データで見るトラック運転者

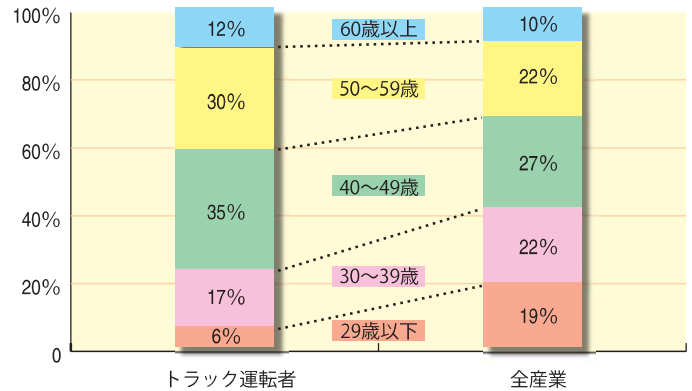
トラック運転者不足

有効求人倍率 全職業平均より約 2.0 倍高い



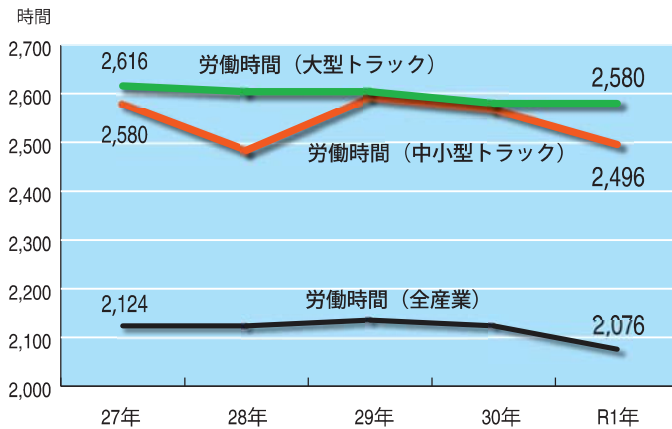
トラック運転者の高齢化

年齢構成 全産業平均より若年層の割合が低く、高齢層の割合が高い



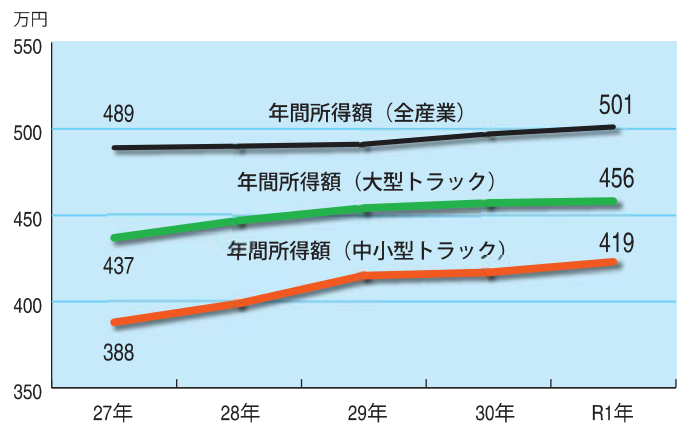
他産業と比べ長時間労働

年間労働時間 全産業平均より約 2 割長い



他産業と比べ低い賃金

年間所得額 全産業平均より約 1 割～2 割低い



(出所)「一般職業紹介状況」及び「賃金構造基本統計調査」(厚生労働省)「労働力調査」(総務省)

「標準的な運賃」

料金や実費

料金(待機時間料、積込・取卸料、附帯業務料)や実費(高速道路利用料、フェリー利用料、燃料サーチャージ等)については**標準的な運賃には含まれていない**ため、別途収受することとされています。

運賃(運送の役務の対価)

+

料金(積込・取卸料、附帯業務料)
実費(高速道路利用料、フェリー利用料等)

運賃、料金の適用ルール

運賃、料金、実費をどのようなルールで適用するか、割増や割引の適用方法等、告示内容を補完する事項を各トラック運送事業者が「**運賃料金適用方**」として定めます。

- 割増** 特殊車両、休日、深夜・早朝、品目別、特大品、悪路、冬期、地区割増
- 割引** 長期契約、往復割引
- その他** 割増・割引範囲の設定、個建、待機時間料、積込・取卸料、附帯業務料、実費(有料道路、フェリー利用料等)

取引先毎に契約書・覚書により取引条件を規定

標準的な運賃の告示内容

〔令和 2 年国土交通省告示第 575 号（令和 2 年 4 月 24 日）〕

I 距離制運賃表

北海道運輸局				
(単位:円)				
キロ程	小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
10km	12,450	14,480	18,610	23,280
20km	13,980	16,290	21,080	26,500
30km	15,510	18,100	23,550	29,710
40km	17,050	19,910	26,010	32,930
50km	18,580	21,710	28,480	36,150
60km	20,120	23,520	30,940	39,370
70km	21,650	25,330	33,410	42,580
80km	23,180	27,140	35,870	45,800
90km	24,720	28,940	38,340	49,020
100km	26,250	30,750	40,800	52,240
110km	27,780	32,530	43,190	55,340
120km	29,310	34,310	45,570	58,440
130km	30,840	36,090	47,960	61,550
140km	32,370	37,870	50,350	64,650
150km	33,900	39,650	52,730	67,760
160km	35,430	41,430	55,120	70,860
170km	36,950	43,210	57,500	73,970
180km	38,480	44,990	59,890	77,070
190km	40,010	46,770	62,270	80,170
200km	41,540	48,540	64,660	83,280
200kmを超えて 500kmまで20kmを 増すごとに加算する金額	3,050	3,530	4,700	6,110
500kmを超えて 50kmを増すごとに 加算する金額	7,610	8,810	11,740	15,270

東北運輸局				
(単位:円)				
キロ程	小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
10km	11,980	13,970	18,050	22,600
20km	13,470	15,740	20,470	25,760
30km	14,960	17,500	22,880	28,920
40km	16,460	19,270	25,300	32,080
50km	17,950	21,030	27,720	35,240
60km	19,450	22,800	30,130	38,400
70km	20,940	24,560	32,550	41,560
80km	22,430	26,330	34,970	44,720
90km	23,930	28,090	37,390	47,870
100km	25,420	29,860	39,800	51,030
110km	26,910	31,590	42,140	54,080
120km	28,400	33,330	44,480	57,120
130km	29,880	35,060	46,810	60,170
140km	31,370	36,800	49,150	63,210
150km	32,860	38,530	51,490	66,260
160km	34,350	40,270	53,820	69,300
170km	35,840	42,010	56,160	72,350
180km	37,320	43,740	58,500	75,390
190km	38,810	45,480	60,830	78,440
200km	40,300	47,210	63,170	81,480
200kmを超えて 500kmまで20kmを 増すごとに加算する金額	2,960	3,440	4,600	5,990
500kmを超えて 50kmを増すごとに 加算する金額	7,410	8,590	11,500	14,970

関東運輸局				
(単位:円)				
キロ程	小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
10km	15,790	18,060	22,540	27,940
20km	17,600	20,160	25,330	31,550
30km	19,410	22,270	28,120	35,160
40km	21,220	24,370	30,920	38,770
50km	23,040	26,480	33,710	42,380
60km	24,850	28,580	36,500	45,990
70km	26,660	30,690	39,290	49,600
80km	28,470	32,790	42,090	53,200
90km	30,280	34,890	44,880	56,810
100km	32,090	37,000	47,670	60,420
110km	33,910	39,090	50,390	63,930
120km	35,730	41,170	53,110	67,430
130km	37,550	43,260	55,830	70,940
140km	39,360	45,340	58,550	74,440
150km	41,180	47,430	61,270	77,950
160km	43,000	49,510	64,000	81,450
170km	44,820	51,600	66,720	84,960
180km	46,630	53,690	69,440	88,460
190km	48,450	55,770	72,160	91,970
200km	50,270	57,860	74,880	95,470
200kmを超えて 500kmまで20kmを 増すごとに加算する金額	3,630	4,140	5,370	6,910
500kmを超えて 50kmを増すごとに 加算する金額	9,070	10,360	13,430	17,280

北陸信越運輸局				
(単位:円)				
キロ程	小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
10km	12,530	14,560	18,680	23,360
20km	14,070	16,370	21,150	26,580
30km	15,600	18,190	23,620	29,800
40km	17,140	20,000	26,090	33,020
50km	18,680	21,810	28,560	36,240
60km	20,220	23,630	31,030	39,460
70km	21,760	25,440	33,500	42,690
80km	23,300	27,250	35,970	45,910
90km	24,840	29,060	38,440	49,130
100km	26,380	30,880	40,910	52,350
110km	27,910	32,660	43,300	55,460
120km	29,450	34,450	45,690	58,570
130km	30,980	36,230	48,080	61,680
140km	32,520	38,020	50,470	64,790
150km	34,050	39,800	52,870	67,900
160km	35,590	41,590	55,260	71,010
170km	37,120	43,370	57,650	74,120
180km	38,660	45,160	60,040	77,220
190km	40,190	46,940	62,430	80,330
200km	41,730	48,730	64,820	83,440
200kmを超えて 500kmまで20kmを 増すごとに加算する金額	3,060	3,540	4,710	6,120
500kmを超えて 50kmを増すごとに 加算する金額	7,640	8,850	11,770	15,290

中部運輸局

(単位:円)

キロ程	車種別 小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
10km	14,390	16,530	20,790	25,850
20km	16,080	18,500	23,430	29,270
30km	17,770	20,480	26,070	32,690
40km	19,460	22,450	28,710	36,110
50km	21,150	24,420	31,350	39,530
60km	22,840	26,390	33,990	42,950
70km	24,530	28,370	36,630	46,370
80km	26,220	30,340	39,270	49,790
90km	27,910	32,310	41,910	53,210
100km	29,600	34,280	44,550	56,630
110km	31,290	36,240	47,120	59,950
120km	32,980	38,190	49,690	63,270
130km	34,670	40,140	52,250	66,580
140km	36,370	42,090	54,820	69,900
150km	38,060	44,040	57,390	73,220
160km	39,750	45,990	59,960	76,540
170km	41,450	47,940	62,520	79,850
180km	43,140	49,900	65,090	83,170
190km	44,830	51,850	67,660	86,490
200km	46,520	53,800	70,230	89,810
200kmを超えて 500kmまで20kmを 増すごとに加算する金額	3,380	3,870	5,070	6,540
500kmを超えて 50kmを増すごとに 加算する金額	8,440	9,680	12,660	16,340

近畿運輸局

(単位:円)

キロ程	車種別 小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
10km	14,330	16,490	20,790	25,860
20km	16,020	18,460	23,430	29,290
30km	17,710	20,430	26,080	32,710
40km	19,400	22,400	28,720	36,140
50km	21,090	24,380	31,370	39,570
60km	22,770	26,350	34,010	43,000
70km	24,460	28,320	36,650	46,430
80km	26,150	30,290	39,300	49,860
90km	27,840	32,270	41,940	53,290
100km	29,530	34,240	44,590	56,720
110km	31,220	36,190	47,160	60,040
120km	32,910	38,140	49,730	63,360
130km	34,600	40,090	52,300	66,690
140km	36,290	42,040	54,870	70,010
150km	37,980	43,990	57,440	73,330
160km	39,670	45,940	60,010	76,660
170km	41,360	47,890	62,580	79,980
180km	43,050	49,840	65,150	83,300
190km	44,740	51,790	67,720	86,620
200km	46,430	53,740	70,290	89,950
200kmを超えて 500kmまで20kmを 増すごとに加算する金額	3,370	3,870	5,070	6,550
500kmを超えて 50kmを増すごとに 加算する金額	8,430	9,680	12,670	16,370

中国運輸局

(単位:円)

キロ程	車種別 小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
10km	13,000	15,060	19,220	23,980
20km	14,580	16,920	21,730	27,260
30km	16,160	18,770	24,240	30,530
40km	17,740	20,620	26,750	33,800
50km	19,310	22,480	29,270	37,070
60km	20,890	24,330	31,780	40,340
70km	22,470	26,180	34,290	43,610
80km	24,050	28,040	36,800	46,880
90km	25,620	29,890	39,320	50,150
100km	27,200	31,740	41,830	53,420
110km	28,770	33,570	44,260	56,580
120km	30,350	35,400	46,700	59,740
130km	31,930	37,230	49,130	62,910
140km	33,500	39,050	51,570	66,070
150km	35,080	40,880	54,000	69,230
160km	36,650	42,710	56,440	72,390
170km	38,230	44,540	58,870	75,550
180km	39,800	46,360	61,310	78,710
190km	41,380	48,190	63,740	81,870
200km	42,950	50,020	66,180	85,030
200kmを超えて 500kmまで20kmを 増すごとに加算する金額	3,140	3,620	4,800	6,220
500kmを超えて 50kmを増すごとに 加算する金額	7,850	9,060	11,990	15,560

四国運輸局

(単位:円)

キロ程	車種別 小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
10km	12,280	14,290	18,380	22,990
20km	13,800	16,080	20,830	26,180
30km	15,320	17,870	23,270	29,370
40km	16,840	19,660	25,710	32,560
50km	18,350	21,450	28,160	35,750
60km	19,870	23,250	30,600	38,940
70km	21,390	25,040	33,040	42,130
80km	22,910	26,830	35,490	45,320
90km	24,420	28,620	37,930	48,510
100km	25,940	30,410	40,370	51,700
110km	27,460	32,170	42,740	54,770
120km	28,970	33,930	45,100	57,850
130km	30,480	35,690	47,460	60,930
140km	32,000	37,450	49,830	64,000
150km	33,510	39,210	52,190	67,080
160km	35,020	40,980	54,560	70,160
170km	36,540	42,740	56,920	73,230
180km	38,050	44,500	59,290	76,310
190km	39,560	46,260	61,650	79,390
200km	41,080	48,020	64,010	82,470
200kmを超えて 500kmまで20kmを 増すごとに加算する金額	3,010	3,490	4,650	6,050
500kmを超えて 50kmを増すごとに 加算する金額	7,530	8,730	11,640	15,130

I 距離制運賃表

九州運輸局

(単位:円)

キロ程	車種別 小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
10km	12,370	14,370	18,430	23,040
20km	13,890	16,160	20,870	26,230
30km	15,410	17,960	23,320	29,410
40km	16,930	19,750	25,760	32,600
50km	18,460	21,550	28,210	35,790
60km	19,980	23,340	30,650	38,980
70km	21,500	25,130	33,090	42,160
80km	23,020	26,930	35,540	45,350
90km	24,540	28,720	37,980	48,540
100km	26,070	30,520	40,430	51,720
110km	27,580	32,280	42,790	54,800
120km	29,100	34,050	45,160	57,880
130km	30,620	35,820	47,520	60,960
140km	32,140	37,580	49,890	64,030
150km	33,660	39,350	52,260	67,110
160km	35,180	41,120	54,620	70,190
170km	36,700	42,880	56,990	73,260
180km	38,210	44,650	59,360	76,340
190km	39,730	46,410	61,720	79,420
200km	41,250	48,180	64,090	82,500
200kmを超えて 500kmまで20kmを 増すごとに加算する 金額	3,020	3,500	4,660	6,050
500kmを超えて 50kmを増すごとに 加算する金額	7,560	8,750	11,650	15,140

沖縄総合事務局

(単位:円)

キロ程	車種別 小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
5km	10,440	12,220	15,890	19,900
10km	11,150	13,070	17,060	21,430
20km	12,580	14,760	19,390	24,500
30km	14,000	16,450	21,730	27,560
40km	15,430	18,140	24,060	30,620
50km	16,850	19,830	26,400	33,680
60km	18,280	21,520	28,730	36,740
70km	19,700	23,210	31,060	39,800
80km	21,130	24,900	33,400	42,860
90km	22,550	26,590	35,730	45,920
100km	23,980	28,270	38,070	48,980
110km	25,400	29,930	40,320	51,930
120km	26,810	31,590	42,570	54,870
130km	28,230	33,250	44,830	57,820
140km	29,650	34,910	47,080	60,770
150km	31,070	36,570	49,330	63,710
160km	32,490	38,230	51,590	66,660
170km	33,900	39,890	53,840	69,600
180km	35,320	41,540	56,090	72,550
190km	36,740	43,200	58,340	75,490
200km	38,160	44,860	60,600	78,440
200kmを超えて 10kmを増すごとに 加算する金額	1,410	1,640	2,220	2,890

II 時間制運賃表

(単位:円)

種 別			車種別 局 別	小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
基礎額	8時間制	基礎走行キロ 小型車は100km 小型車以外のもの 130km	北海道	31,100	37,260	48,530	61,290
			東北	29,970	36,050	47,170	59,670
			関東	39,060	45,790	57,900	72,440
			北陸信越	31,280	37,440	48,690	61,470
			中部	35,710	42,130	53,700	67,370
			近畿	35,580	42,040	53,710	67,430
			中国	32,420	38,640	49,950	62,950
			四国	30,700	36,800	47,960	60,590
			九州	30,890	36,980	48,060	60,680
			沖縄	28,010	33,890	44,810	56,880
	4時間制	基礎走行キロ 小型車は50km 小型車以外のもの 60km	北海道	18,660	22,360	29,120	36,780
			東北	17,980	21,630	28,300	35,800
			関東	23,440	27,470	34,740	43,460
			北陸信越	18,770	22,470	29,210	36,880
			中部	21,430	25,280	32,220	40,420
			近畿	21,350	25,220	32,230	40,460
			中国	19,450	23,180	29,970	37,770
			四国	18,420	22,080	28,780	36,350
			九州	18,530	22,190	28,840	36,410
			沖縄	16,800	20,330	26,880	34,130

(単位:円)

種 別	局 別	車種別	小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
加 算 額	基礎走行キロを超える場合は、10kmを増すごとに	北海道	280	340	510	710
		東北	280	340	510	710
		関東	280	340	510	720
		北陸信越	280	340	510	710
		中部	280	340	510	710
		近畿	280	340	510	710
		中国	280	340	510	710
		四国	280	340	510	710
		九州	280	340	510	710
		沖縄	280	340	510	710
	基礎作業時間を超える場合は、1時間を増すごとに(4時間制の場合であって、午前から午後にわたる場合は、正午から起算した時間により加算額を計算する。)	北海道	2,850	2,990	3,200	3,780
		東北	2,720	2,850	3,050	3,600
		関東	3,820	4,000	4,280	5,060
		北陸信越	2,880	3,020	3,230	3,820
		中部	3,430	3,590	3,850	4,550
		近畿	3,400	3,560	3,810	4,510
		中国	3,020	3,160	3,390	4,000
		四国	2,810	2,940	3,150	3,730
		九州	2,840	2,980	3,190	3,770
		沖縄	2,490	2,610	2,790	3,300

Ⅲ 運賃割増率

特殊車両割増	冷蔵車・冷凍車……………	2割
休日割増	日曜祝祭日に運送した距離に限る……………	2割
深夜・早朝割増	午後10時から午前5時までに運送した距離……………	2割

○ 通達による輸送別割増率

割増率	海上コンテナ 輸送割増	セメントバルク車 割増	ダンプ車 割増	コンクリートミキサー車 割増	タンク車割増		
	トレーラの 4割	大型車及び トレーラの 2割	大型車の 2割	大型車の 2割	石油製品 大型車及び トレーラの 3割	化成品 大型車及び トレーラの 4割	高圧ガス製品 大型車及び トレーラの 5割以上(※)

※高圧ガスについては、内容物に対応したタンク仕様による車両本体価格が高額となる場合がある。

Ⅳ 待機時間料

時間	車種別	小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
30分を超える場合において 30分までごとに発生する金額		1,670円	1,750円	1,870円	2,220円

Ⅴ 積込料、取卸料、附帯業務料

積込み、取卸しその他附帯業務を行った場合には、運賃とは別に料金として収受

Ⅵ 実費

有料道路利用料、フェリー利用料その他の費用が発生した場合には、運賃とは別に実費として収受

Ⅶ 燃料サーチャージ

別に定めるところにより収受

Ⅷ その他

この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、別に定める。

国土交通省 適正取引相談窓口一覧

担当部局	担当部課	運輸支局担当部署	電話番号	担当部局	担当部課	運輸支局担当部署	電話番号
自動車局	貨物課		03-5253-8575		自動車交通部	貨物課	06-6949-6447
北海道運輸局	自動車交通部	貨物課	011-290-2743	近畿運輸局	大阪運輸支局	輸送部門	072-822-6733
	札幌運輸支局	輸送・監査担当	011-731-7167		京都運輸支局	輸送・監査部門	075-681-9765
	函館運輸支局	輸送・監査担当	0138-49-8863		奈良運輸支局	企画輸送・監査部門	0743-59-2151 (ガイダンス番号:4)
	室蘭運輸支局	輸送・監査担当	0143-44-3012		滋賀運輸支局	企画輸送・監査部門	077-585-7253
	帯広運輸支局	企画輸送・監査担当	0155-33-3286		和歌山運輸支局	輸送・監査部門	073-422-2138
	釧路運輸支局	輸送・監査担当	0154-51-2514	神戸運輸監理部	兵庫陸運部	輸送部門	078-453-1104
	北見運輸支局	企画輸送・監査担当	0157-24-7631		自動車交通部	貨物課	082-228-3438
	旭川運輸支局	輸送・監査担当	0166-51-5272	中国運輸局	広島運輸支局	輸送・監査担当	082-233-9167
東北運輸局	自動車交通部	貨物課	022-791-7531		鳥取運輸支局	輸送・監査担当	0857-22-4120
	宮城運輸支局	輸送・監査部門	022-235-2517 (ガイダンス番号:3)		島根運輸支局	輸送・監査担当	0852-37-1311
	福島運輸支局	輸送・監査部門	024-546-0345 (ガイダンス番号:3)		岡山運輸支局	輸送・監査担当	086-286-8122
	岩手運輸支局	輸送・監査部門	019-638-2155		山口運輸支局	輸送・監査担当	083-922-5336
	青森運輸支局	輸送・監査部門	017-739-1502	四国運輸局	自動車交通部	貨物課	087-802-6773
	山形運輸支局	輸送・監査部門	023-686-4711 (ガイダンス番号:3)		香川運輸支局	企画観光・輸送・監査部門	087-882-1357
	秋田運輸支局	輸送・監査部門	018-863-5813		徳島運輸支局	輸送・監査部門	088-641-4811
関東運輸局	自動車交通部	貨物課	045-211-7248		愛媛運輸支局	輸送・監査部門	089-956-1563
	東京運輸支局	輸送担当	03-3458-9231 (ガイダンス番号:1)		高知運輸支局	輸送・監査部門	088-866-7311
	神奈川運輸支局	輸送担当	045-939-6800 (ガイダンス番号:1)	九州運輸局	自動車交通部	貨物課	092-472-2528
	埼玉運輸支局	輸送担当	048-624-1835 (ガイダンス番号:3)		福岡運輸支局	輸送部門	092-673-1191 (ガイダンス番号:2)
	群馬運輸支局	企画輸送・監査担当	027-263-4440 (ガイダンス番号:1)		佐賀運輸支局	企画輸送・監査部門	0952-30-7271 (ガイダンス番号:1)
	千葉運輸支局	輸送担当	043-242-7336 (ガイダンス番号:2)		長崎運輸支局	輸送・監査部門	095-839-4747 (ガイダンス番号:2)
	茨城運輸支局	輸送担当	029-247-5348 (ガイダンス番号:1)		熊本運輸支局	輸送・監査部門	096-369-3155 (ガイダンス番号:3)
	栃木運輸支局	企画輸送・監査担当	028-658-7011	沖縄総合事務局	大分運輸支局	輸送・監査部門	097-558-2107 (ガイダンス番号:3)
北陸信越運輸局	山梨運輸支局	企画輸送・監査担当	055-261-0880		宮崎運輸支局	輸送・監査部門	0985-51-3952 (ガイダンス番号:2)
	自動車交通部	貨物課	025-285-9154		鹿児島運輸支局	輸送・監査部門	099-261-9192 (ガイダンス番号:3)
	新潟運輸支局	輸送・監査部門	025-285-3124		運輸部	陸上交通課	098-866-1836
	長野運輸支局	輸送・監査部門	026-243-4642		陸運事務所	輸送部門	098-877-5140
	石川運輸支局	輸送・監査部門	076-208-6000 (ガイダンス番号:1)				
	富山運輸支局	輸送・監査部門	076-423-0893				
中部運輸局	自動車交通部	貨物課	052-952-8037				
	愛知運輸支局	輸送・監査担当	052-351-5312				
	静岡運輸支局	輸送・監査担当	054-261-1191				
	岐阜運輸支局	輸送・監査担当	058-279-3714				
	三重運輸支局	輸送・監査担当	059-234-8411				
	福井運輸支局	輸送・監査担当	0776-34-1602				

適正な運賃・料金の収受 燃料サーチャージへの ご理解をお願いいたします

24時間365日、国民生活を支えるため、日夜走り続けるトラックドライバーは、全産業平均より2割長い労働時間、1〜2割少ない賃金のため、新しい担い手が集まりません！
トラックドライバーの労働環境改善が必要です！
各社知恵を絞り何とかやり繰りして必死に事業継続をしています！もう限界です！

燃料価格の高騰に、76%が20両未満の小規模事業者の集まりであるトラック業界は、運賃・料金の値上げのための交渉さえできないこともあります！

いくら荷物を運んでも赤字では、事業を継続できません。トラック事業者が減少すると、輸送の円滑な状態は維持もできません。
輸送が滞る日常を考えてみてください。
コンビニ、スーパーに食品が無い！地方の農産品、水産品が都会に届かない！日本経済がとまってしまうでしょう！

燃料価格
高騰

2023年4月から
月60時間超
割増賃金率50%への
引き上げの対応

2024年問題
時間外労働の上限規制
年960時間への対応

国内輸送の92%を担うトラック輸送はいま最大の危機！
各社の事業継続につながる問題です



国土交通省



公益社団法人

全日本トラック協会

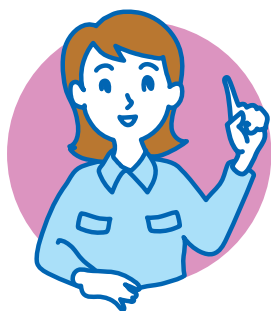
安定的な輸送を確保するためには 標準的な運賃と燃料サーチャージ等 適正な運賃・料金の収受が必要です



燃料サーチャージとは

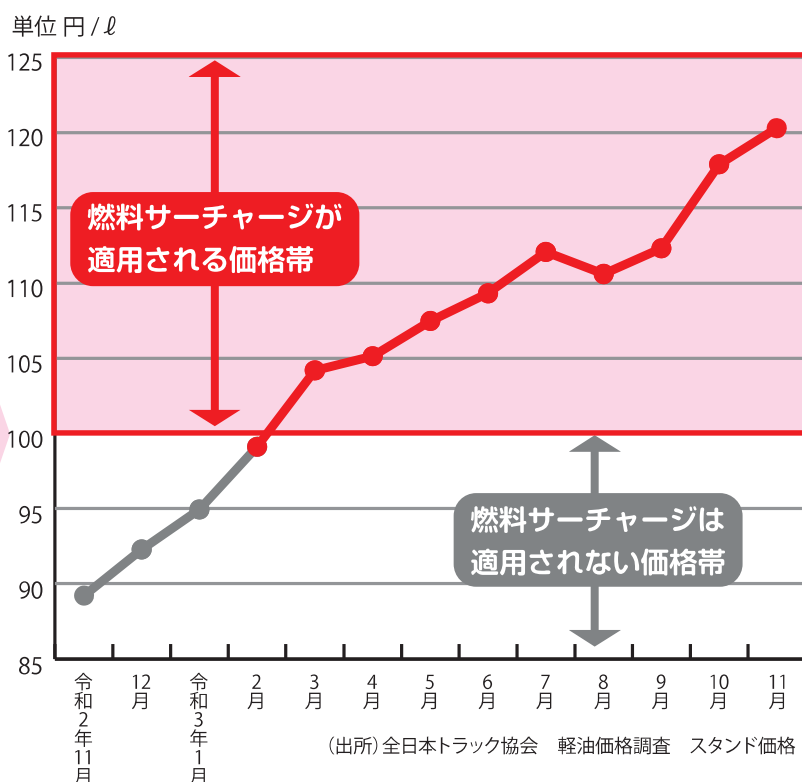
燃料サーチャージとは、燃料等の価格の上昇・下落によるコストの増減分を別建ての運賃として設定する制度です。

「標準的な運賃」の詳細は、
こちらをご確認ください。



軽油価格の推移と燃料サーチャージの考え方

「標準的な運賃」では、
軽油の基準価格は100円/ℓ
に設定されており、それを上回ると
燃料サーチャージが必要となります。



燃料費の上昇分の負担を拒むと 法令違反となるおそれがあります!!

運送委託者が運送事業者から燃料費等の上昇コストを運賃・料金に反映することを求められたにもかかわらず、運賃・料金を不当に据え置くことは、下請法・独占禁止法に違反する恐れがあります。

また、**貨物自動車運送事業法**による荷主等に対する**「働きかけ」「要請」「勧告・公表」**の対象になります。

燃料費の上昇を踏まえた
運賃・料金の見直しの協議を
拒んでいませんか？

燃料サーチャージの導入要請が
あったにもかかわらず、
協議を拒んでいませんか？



こんな取引を目指しませんか？

- 運送事業者と定期的に協議し、運賃・料金を見直しましょう。
- 急激な燃料価格上昇など突発的な事態に際しては、随時協議により運賃・料金を見直しましょう。

標準的な運賃 燃料サーチャージ計算例

国土交通省告示「標準的な運賃」 関東運輸局 距離別運賃による大型車の計算例

前提
条件

- ・ 走行距離：1,100km（東京～福岡間）〈標準的な運賃 316,590 円〉
- ・ 燃 費：3.3km/ℓ
- ・ 燃料価格上昇額を仮に 20 円上昇とすると→算出上の燃料価格上昇額 17.5 円（※注）

計算式

$$\begin{array}{l} \text{走行距離 (km)} \div \text{燃費 (km/ℓ)} \times \text{算出上の燃料価格上昇額 (円/ℓ)} \\ = 1,100 \text{ (km)} \div 3.3 \text{ (km/ℓ)} \times 17.5 \text{ (円/ℓ)} = 5,834 \text{ 円} \\ \text{(標準的な運賃の約 2\%)} \end{array}$$

※注 標準的な運賃の通達では、基準価格 100 円～105 円は「算出上の燃料価格上昇額」が 2.5 円とされています。以降価格が 5 円上昇することに「算出上の燃料価格上昇額」も 5 円上昇するよう規定されています。そのため、20 円上昇の場合は、「算出上の燃料価格上昇額」は 17.5 円となります。

国土交通省

「燃料サーチャージガイドライン」



国土交通省

「標準的な運賃 燃料サーチャージについて」





ご不明な点は各地の相談窓口へ

国土交通省では、適切な運賃・料金の収受について、トラック事業者からの疑問・相談について、各地方運輸局、各地方運輸支局の相談窓口を設けております。

国土交通省 トラック輸送適正取引相談窓口

担当部局	担当部課	運輸支局担当部署	電話番号	担当部局	担当部課	運輸支局担当部署	電話番号
自動車局	貨物課		03-5253-8575	自動車交通部	貨物課		06-6949-6447
北海道運輸局	自動車交通部	貨物課	011-290-2743	近畿運輸局	大阪運輸支局	輸送部門	072-822-6733
	札幌運輸支局	輸送・監査部門	011-731-7167		京都運輸支局	輸送・監査部門	075-681-9765
	函館運輸支局	輸送・監査部門	0138-49-8863		奈良運輸支局	企画輸送・監査部門 (ガイダンス番号:4)	0743-59-2151
	旭川運輸支局	輸送・監査部門	0166-51-5272		滋賀運輸支局	企画輸送・監査部門	077-585-7253
	室蘭運輸支局	輸送・監査部門	0143-44-3012		和歌山運輸支局	輸送・監査部門	073-422-2138
	釧路運輸支局	輸送・監査部門	0154-51-2514	神戸運輸監理部	兵庫陸運部	輸送部門	078-453-1104
	帯広運輸支局	企画輸送・監査部門	0155-33-3286		自動車交通部	貨物課	082-228-3438
	北見運輸支局	企画輸送・監査部門	0157-24-7631	中国運輸局	広島運輸支局	輸送・監査部門	082-233-9167
	自動車交通部	貨物課	022-791-7531		鳥取運輸支局	輸送・監査部門	0857-22-4120
宮城運輸支局	輸送・監査部門 (ガイダンス番号:3)	022-235-2517	島根運輸支局		輸送・監査部門	0852-37-1311	
福島運輸支局	輸送・監査部門 (ガイダンス番号:3)	024-546-0345	岡山運輸支局		輸送・監査部門	086-286-8122	
東北運輸局	岩手運輸支局	輸送・監査部門 (ガイダンス番号:3)	019-638-2154		四国運輸局	山口運輸支局	輸送・監査部門
	青森運輸支局	輸送・監査部門	017-739-1502	自動車交通部		貨物課	087-802-6773
	山形運輸支局	輸送・監査部門 (ガイダンス番号:3)	023-686-4711	香川運輸支局		企画観光・輸送・監査部門	087-882-1357
	秋田運輸支局	輸送・監査部門 (ガイダンス番号:3)	018-863-5811	徳島運輸支局		輸送・監査部門	088-641-4811
				愛媛運輸支局		輸送・監査部門	089-956-1563
関東運輸局	自動車交通部	貨物課	045-211-7248	九州運輸局	高知運輸支局	輸送・監査部門	088-866-7311
	東京運輸支局	輸送部門 (ガイダンス番号:1)	03-3458-9231		自動車交通部	貨物課	092-472-2528
	神奈川運輸支局	輸送部門 (ガイダンス番号:1)	045-939-6800		福岡運輸支局	輸送部門 (ガイダンス番号:2)	092-673-1191
	埼玉運輸支局	輸送部門 (ガイダンス番号:3)	048-624-1835		佐賀運輸支局	企画輸送・監査部門 (ガイダンス番号:1)	0952-30-7271
	群馬運輸支局	企画輸送・監査部門 (ガイダンス番号:1)	027-263-4440		長崎運輸支局	輸送・監査部門 (ガイダンス番号:2)	095-839-4747
	千葉運輸支局	輸送部門 (ガイダンス番号:2)	043-242-7336		熊本運輸支局	輸送・監査部門 (ガイダンス番号:3)	096-369-3155
	茨城運輸支局	輸送部門 (ガイダンス番号:1)	029-247-5348		大分運輸支局	輸送・監査部門 (ガイダンス番号:3)	097-558-2107
	栃木運輸支局	企画輸送・監査部門	028-658-7011		宮崎運輸支局	輸送・監査部門 (ガイダンス番号:2)	0985-51-3952
	山梨運輸支局	企画輸送・監査部門	055-261-0880		鹿児島運輸支局	輸送・監査部門 (ガイダンス番号:3)	099-261-9192
北陸信越運輸局	自動車交通部	貨物課	025-285-9154	沖縄総合事務局	運輸部	陸上交通課	098-866-1836
	新潟運輸支局	輸送・監査部門	025-285-3124		陸運事務所	輸送部門	098-877-5140
	長野運輸支局	輸送・監査部門	026-243-4642				
	石川運輸支局	輸送・監査部門 (ガイダンス番号:1)	076-208-6000				
	富山運輸支局	輸送・監査部門	076-423-0893				
中部運輸局	自動車交通部	貨物課	052-952-8037				
	愛知運輸支局	輸送・監査部門	052-351-5312				
	静岡運輸支局	輸送・監査部門	054-261-1191				
	岐阜運輸支局	輸送・監査部門	058-279-3714				
	三重運輸支局	輸送・監査部門	059-234-8411				
	福井運輸支局	輸送・監査部門	0776-34-1602				

本内容について、トラック輸送の取引条件を取り決めする部署に回付し、周知をお願いいたします。



公益社団法人

全日本トラック協会

〒160-0004 東京都新宿区四谷三丁目2番地5号

TEL: 03-3354-1009 (代表) FAX: 03-3354-1019

会社選びの目印
オレンジ色のこのマーク



トラック、バス、タクシードライバーのための 働きやすい職場の 認証制度



このマークを取得している事業所は、ドライバーの皆さんが
安心して働ける職場環境を提供しています

トラック・バス・タクシー運転手として働きたいと思っている皆さん、あなたにとって会社選びの基準は何ですか？

「働きやすい職場認証制度」は、国土交通省により創設された、自動車運送事業者の労働条件や労働環境を認証マークで見える化した制度です。

認証マークが付いている会社は、様々な取り組みを通じて、離職率の低下や労働時間の短縮、有休取得率の増加、女性ドライバーの積極的採用など、より働きやすい職場環境の実現を図っています。

是非、皆さんが安心して働ける会社を選ぶための目印にしてください。



詳細はウラ面をご覧ください

働きやすい職場認証制度の認証企業は、 以下のような取り組みを実施しています。

法令遵守等

労働法や道路運送法等の
関係法令を遵守しています



労働時間休日

- 時間外労働を年間960時間以下に制限
- 年間休日取得数平均105日以上



心身の健康

- 脳ドックやメンタルヘルスなど法定以外の健康診断
- ハラスメント防止のための取り組み

安心・安定

- 労働災害や通勤災害の上積み補償制度
- 病気や怪我で働けない場合の所得補償制度
- 65歳を超えても働ける制度



多様な人材の 確保・育成

- 免許や資格取得支援制度
- 女性運転手が働きやすい環境
- ニーズに応じた勤務シフトや福利厚生

法令遵守等を除く4分野に関する取り組みは各社異なり、上記に記載したものは一例です。



制度の詳細内容は「働きやすい職場認証制度」のホームページからどうぞ

<https://www.untenshashokuba.jp/>

制度の概要、申請のご案内、関連動画などがご覧いただけます。



ClassNK

国土交通省指定 運転者職場環境良好度認証制度 認証実施団体

一般財団法人 日本海事協会

〒102-8567 東京都千代田区紀尾井町4-7 TEL: 03-5226-2412